（外国為替及び外国貿易法の一部改正）

第十二条　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二中「いう。以下」を「いい、同法第三十七条の二第二項の規定により資金移動業者とみなされる者を含む。以下」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十三条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百二十三条の三第五項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第十四条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の四中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十五条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に、「第七章の五」を「第七章の五（電子決済等取扱業）、第七章の六」に改め、「第五十三条第五項」の下に「及び第六項」を加え、「第十八号」を「第二十五号」に改める。

第二十七条第二号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第十六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の十二第一項中「第二条第十八項」を「第二条第二十二項」に改め、同条第六項中「第十四号及び第十六号から第十八号まで」を「第二十一号及び第二十三号から第二十五号まで」に改める。

第八十九条の十三第二項中「及び第九十四条第七項」を削る。

第九十四条第一項中「指定紛争解決機関」を「指定銀行業務紛争解決機関」に改め、同条第三項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第四項中「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条第五項中「第七章の五」を「第七章の六」に、「第十三号から第十八号まで」を「第二十号から第二十五号まで」に改め、同条第六項中「(6)又は(9)に」と、同号ニ(9)中「、」を「(7)又は(10)に」と、同号ニ(10)中「、」に、「」とあるのは「労働金庫法」と、「(1)から(9)までの」とあるのは「(7)に、「(9)まで」とあるのは「前号ニ(6)又は(9)を「(10)まで」とあるのは「前号ニ(7)又は(10)に、「第二条第十七項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第五十六条第十三号及び第十五号」を「第五十六条第二十号及び第二十二号」に、「同条第十六号及び第十七号」を「同条第二十三号及び第二十四号」に改め、同条第七項中「第七章の六」を「第七章の七」に、「第十九号」を「第二十六号」に改め、「、銀行業務に係るものにあつては金庫業務について」を削り、同条第八項中「加入銀行」を「加入銀行業務関係業者」に、「銀行業務関連苦情」を「銀行業務等関連苦情」に、「銀行業務関連紛争」を「銀行業務等関連紛争」に改め、「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」の下に「」と、「次に」とあるのは「第二号から第四号までに」を加え、「銀行を」を「銀行業関係業者を」に、「銀行」を「銀行業関係業者」」に、「同条第五号」を「同条第五号」と、同法第五十二条の七十三第三項第二号中「紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては銀行業務、紛争解決等業務の種別が電子決済等取扱業務である場合にあつては銀行業務」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第二項に規定する金庫業務」に、「第五十六条第十九号」を「第五十六条第二十六号」に改める。

第百一条第一項第十四号中「第五十二条の六十一第三項」を「第五十二条の六十の二第三項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十六号の二を同表第三十六号の三とし、同表第三十六号の次に次のように加える。

三十六の二　電子決済等取扱業者等の登録又は認定電子決済等取扱事業者協会等の認定		
(一)　銀行法第五十二条の六十の三（登録）の電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二)　信用金庫法第八十五条の三第一項（登録）の信用金庫電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(三)　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項（信用協同組合電子決済等取扱業者の登録）の信用協同組合電子決済等取扱業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(四)　銀行法第五十二条の六十の二十五（認定電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(五)　信用金庫法第八十五条の三の四（認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円
(六)　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の六（認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定）の認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会の認定	認定件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号中「、暗号資産交換業者の登録」を「、電子決済手段等取引業者の登録、暗号資産交換業者の登録、為替取引分析業者の許可」に改め、同号(六)を同号(十)とし、同号(五)を同号(九)とし、同号(四)を同号(六)とし、同号(六)の次に次のように加える。

(七)　資金決済に関する法律第六十三条の二十三（為替取引分析業者の許可）の為替取引分析業者の許可	許可件数	一件につき十五万円
(八)　資金決済に関する法律第六十三条の三十三第一項（業務の種別の変更の許可等）の変更の許可	許可件数	一件につき十五万円

別表第一第四十九号(三)の次に次のように加える。

(四)　資金決済に関する法律第六十二条の三（電子決済手段等取引業者の登録）の電子決済手段等取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(五)　資金決済に関する法律第六十二条の七第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数	一件につき十五万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第十八条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の項中「届出又は」を「届出、同法第五十二条の六十の三の登録若しくは同法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の一の四の項中「届出又は」を「届出、信用金庫法第八十五条の三第一項の登録若しくは同法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に、「第八十九条第七項」を「第八十九条第九項」に改め、同表の一の六の項中「第六条の五第一項」を「第六条の四の二第一項」に、「届出又は」を「届出、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録若しくは同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出又は」に改め、同表の十二の項中「第四十一条第四項」の下に「の届出、同法第六十二条の三の登録、同法第六十三条の二十三の許可、同法第六十三条の三十三第二項」を加える。